左京区選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区(昭和43年4月18日左京区選挙管理委員会告示第2号)の一部を次のとおり改正します。

平成26年8月29日

左京区選挙管理委員会 委員長 中 西 清 和

第25投票区の項中「京福電鉄」を「叡山電鉄」に改め、「岩倉下在地町の一部(叡山電鉄鞍馬線以南の区域)」を削り、「岩倉西河原町の一部(叡山電鉄鞍馬線以南及び313番地の区域)」を「岩倉西河原町の一部(313番地の区域)」に改め、「岩倉西河原町の一部(313番地の区域)」の右に「、岩倉中河原町、岩倉南河原町」を、「岩倉木野町の一部(200番地~266番地の区域を除く。)」の右に「、岩倉南木野町、岩倉三笠町」を、「岩倉忠在地町の一部(叡山電鉄鞍馬線以南の区域)」の右に「、岩倉北四ノ坪町」を、「岩倉市四ノ坪町」の右に「、岩倉北桑原町」を、「岩倉北池田町」の右に「、岩倉北平岡町」を加える。

第26投票区の項中「京福電鉄」を「叡山電鉄」に改め、「岩倉下在地町の一部(叡山電鉄鞍馬線以北の区域)」を「岩倉下在地町」に、「岩倉西河原町の一部(叡山電鉄鞍馬線以南及び313番地の区域を除く。)」を「岩倉西河原町の一部(313番地の区域を除く。)」に改める。

(左京区選挙管理委員会事務局)